

記入例(市内・県内業者)

令和5・6年度において、栃木市が行う物品の購入、製造、販売等に関する契約に係る入札参加資格の審査を行います。
 なお、この申請のすべての記載事項及び添付書類に

法人の場合、カブシキガイシャ、ユウゲンガイシャなどの法人を表す表記は省略してください。

法人を表す株式会社や有限会社は省略せずに記入してください。

所在地はハイフンで記入してください(すべて全角)。
 例)1丁目2番3号
 →1-2-3

申請人	(フリガナ) 商号又は名称	トチギシヨウカイ 株式会社栃木商會			
	代表者役職	代表取締役			
	(フリガナ) 代表者氏名	イリフネ イチロウ 入舟 一朗			
	住所又は所在地 (本社)	〒 328 - 8686 都道府県 09栃木県 市区町村 203栃木市 所在地 万町9-25			
		TEL 0282 (21) 2361		FAX	
		e-mail	keiyaku@city.tochigi.lg.jp		
		県内営業所の有無		市内営業所の有無	
登録区分	1 有	2 無	1 法人		

入札に参加を希望する業種

業種区分番号	大分類:小分類名称
1	012270 事務用品:文具・紙
2	012275 事務用品:事務機器
3	012355 教育用品:学校教材
4	012360 教育用品:保育教材・玩具
5	013355 機器類等保守:事務機器
6	013745 その他役務:複写サービス
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	

※申請の上限を15業種とします。

申請書作成者氏名	大平 花子		
	TEL 0282 (21) 2361		FAX 0282 (21) 2674
	e-mail	keiyaku@city.tochigi.lg.jp	
登録の状況	更新 <input type="radio"/>	300009999	新規 <input type="radio"/>

営業品目・実績調書

(単位:千円)

業種1	012270		事務用品:文具・紙				
具体的な営業品目	文具、コピー用紙等						同じ物品を年間に複数回納品している場合は、「(年間)」と記載し、契約金額には年間合計を記載しても構いません。
取扱メーカー	コクヨ、ライオン事務機、トンボ						
特約店・代理店	コクヨ、ライオン事務機						
納入 (業務) 実績	物件(業務)名	発注者	契約金額		納入(完了)年月		
	コピー用紙(年間)	栃木市	1,000	千円	令和	5年	10月
	事務用文具	栃木市	700	千円	令和	4年	3月
	バルキーファイル	株式会社×○建設	150	千円	令和	4年	6月

業種2	012275		事務用品:事務機器				
具体的な営業品目	コピー機、ファクシミリ、複合機、シュレッダー						相手方が個人である場合は、個人名を書かずに「個人」と記載してください。
取扱メーカー	富士ゼロックス、キャノン						
特約店・代理店	富士ゼロックス						
納入 (業務) 実績	物件(業務)名	発注者	契約金額		納入(完了)年月		
	コピー機	有限会社○×	1,200	千円	令和	5年	10月
	ファクシミリ	個人	50	千円	令和	5年	4月
	複合機	△△病院	2,000	千円	令和	4年	5月

業種3	012355		教育用品:学校教材				
具体的な営業品目	教科教材、黒板、教室用机、教室用椅子						
取扱メーカー	コクヨ、チトセ、学研						
特約店・代理店	コクヨ、学研						
納入 (業務) 実績	物件(業務)名	発注者	契約金額		納入(完了)年月		
	教室用机、椅子	栃木市	3,000	千円	令和	5年	7月
	理科用教材	栃木市	200	千円	令和	5年	2月
	可動式黒板	有限会社○○○	50	千円	令和	5年	6月

(単位:千円)

業種4	012360	教育用品:保育教材・玩具							
具体的な営業品目	保育用教材、室内用玩具								
取扱メーカー									
特約店・代理店									
納入 (業務) 実績	物件(業務)名	発注者	契約金額		納入(完了)年月				
	室内用滑り台	私立〇〇保育園	100	千円	令和	5	年	7	月
	積み木セット	△△市立〇〇保育園	50	千円	令和	4	年	5	月
				千円			年		月

業種5	013355	機器類等保守:事務機器							
具体的な営業品目	コピー機・ファクシミリ・複合機の保守・修理								
取扱メーカー	富士ゼロックス、キャノン								
特約店・代理店	富士ゼロックス								
納入 (業務) 実績	物件(業務)名	発注者	契約金額		納入(完了)年月				
	ファクシミリ修理	有限会社△△△	30	千円	令和	4	年	2	月
	コピー機保守(年間契約)	有限会社〇×商事	500	千円	令和	5	年	3	月
				千円			年		月

業種6	013745	その他役務:複写サービス							
具体的な営業品目	コピー機・ファクシミリ・複合機(保守・修理・消耗品込み)								
取扱メーカー	富士ゼロックス、キャノン、リコー、コニカミノルタ								
特約店・代理店									
納入 (業務) 実績	物件(業務)名	発注者	契約金額		納入(完了)年月				
	コピー機(年間単価契約)	栃木市	350	千円	令和	5	年	3	月
	複合機(年間単価契約)	栃木市	1,500	千円	令和	5	年	3	月

年間契約の場合は、「(年間契約)」と記載し、契約金額には年間合計を記載してください。

年 間 委 任 状

令和 5 年 12 月 1 日

栃 木 市 長 あて

住所又は所在地 群馬県利根郡昭和村系井399

商号又は名称 株式会社高崎商事

代表者氏名 代表取締役
上毛 良男



私は、下記の者を代理人と定め、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで、下記の権限を委任します。

記

受任者	住所又は所在地	〒 328 - 0016 都道府県 09栃木県
		市区町村 203栃木市
		所在地 入舟町7-26
		(方書)
商号又は名称	株式会社高崎商事	
	栃木営業所	
役 職	所長	
氏 名	大平 一男	
T E L	0282 (21) 2412	
F A X	0282 (21) 2323	
e - mail	tochigi-takasaki@xxxx.xx.jp	

09


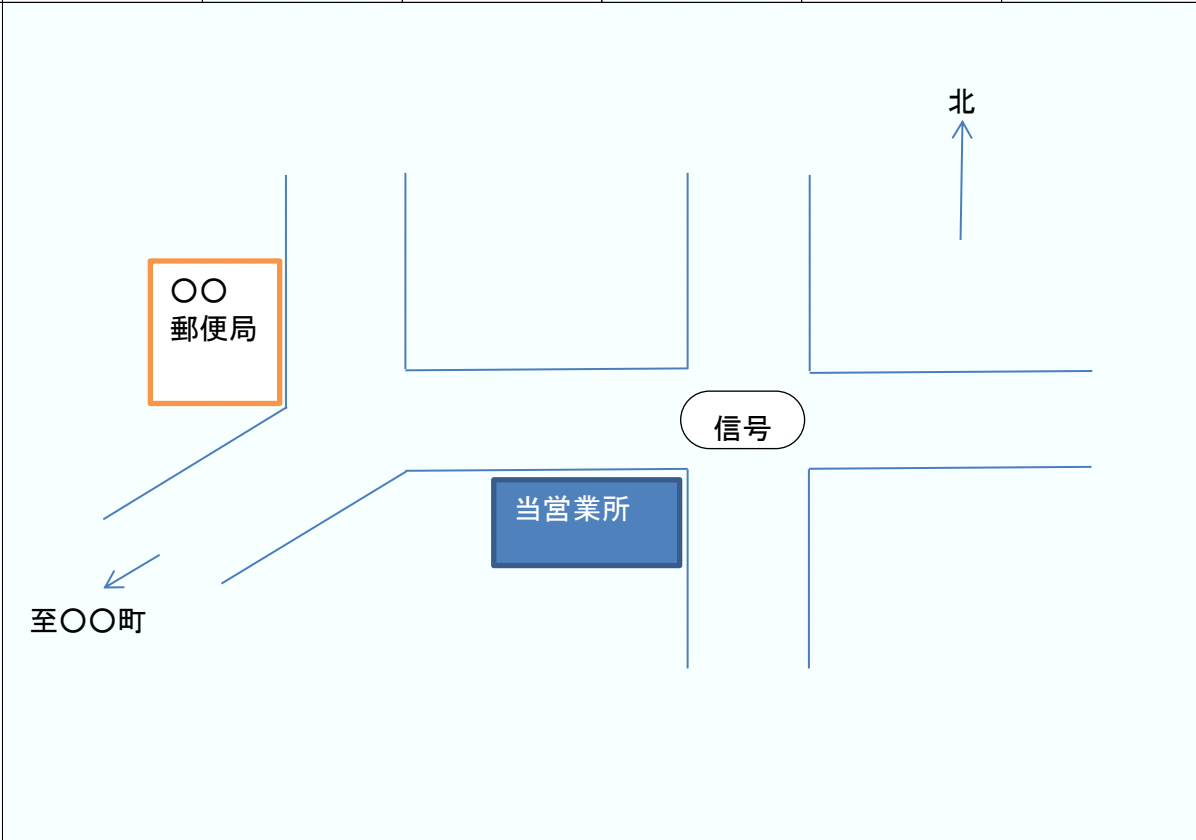
203

(委任事項)

- 1 競争入札、見積りに関すること。
- 2 契約の締結に関すること。
- 3 契約の履行に関すること。
- 4 代金の請求及び受領に関すること。
- 5 復代理人の選任に関すること。

※年間を通じて委任する場合のみ提出(例:請求書等を代表者以外の名前で発行する場合)

市内営業所等の調査票

申請人(商号又は名称)		株式会社高崎商事 代表取締役 上毛 良男							
本社所在地		群馬県利根郡昭和村系井399							
た 柄 る 木 宮 市 業 内 所 の 等 主	営業所等名	栃木営業所							
	所在地	栃木市入舟町7-26							
	役職及び氏名	所長 大平 一男							
	開設年月日	平成	20	年	4	月	1	日	
の営業形態	<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 住宅と兼用(住宅の一部を借用等)								
従業員数	事務職員	3	人	技術職員	2	人	その他	1	人
営業所等の所在地見取図									

誓約書

暴力団排除誓約書(様式7号)

令和 5年 12月 1日

栃木市長 へ

住所又は所在地 群馬県利根郡昭和村系井399

商号又は名称 株式会社高崎商事

代表者氏名 代表取締役
上毛 良男



私（及び受任者）は、栃木市が栃木市暴力団排除条例に基づき、事業の実施に当たっては、暴力団に利益を与えることのないよう、入札に暴力団員等を参加させないなど、暴力団排除に取り組んでいることを認識したうえで、次の事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に反することとなった場合、契約の解除等、市が行う一切の措置について、異議申立てを行いません。

加えて、本誓約書に係る誓約事項の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出するとともに、市がこれを警察に提供することについて同意します。

- （1） 自社（法人企業、個人企業及び団体をいう。以下同じ。）は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではありません。
- （2） 役員等が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。
- （3） 暴力団又は暴力団員が自社の経営又は運営に実質的に関与していることはありません。
- （4） 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用していることはありません。
- （5） 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材等の購入契約等を締結することはありません。
- （6） 暴力団員である事実を知らずに、暴力団員を雇用している場合又は暴力団若しくは暴力団員である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材等の購入契約等を締結した場合においては、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続きや契約の解除など適切な措置を講じます。
- （7） 自社又は役員等が、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用することはありません。
- （8） 自社又は役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していることはありません。
- （9） 自社又は役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることはありません。
- （10） 自社又は下請契約の相手方が暴力団等から不当要求を受けたときは、速やかに、その旨を市、警察署その他関係機関に通報します。